

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 10 月 3 日

株式会社ツバキ・ナカシマ
(住所：奈良県葛城市尺土 19 番地)

ミネベアリニアモーション株式会社
(住所：長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4106-73)

2025 年 10 月 3 日

奈良県葛城市尺土 19 番地
株式会社ツバキ・ナカシマ
代表執行役社長 CEO 松山 達

長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4106-73
ミネベアリニアモーション株式会社
代表取締役 三宅 久裕

吸収分割に関する事項について

株式会社ツバキ・ナカシマ（住所：奈良県葛城市尺土 19 番地）（以下「吸収分割会社」といいます。）とミネベアリニアモーション株式会社（住所：長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4106-73）（2025 年 10 月 3 日付で「TN リニアモーション株式会社」から商号変更及び本店所在地変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）が、2025 年 7 月 31 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 3 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行った、吸収分割承継会社が吸収分割会社の営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条各号が定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2025 年 10 月 3 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は 2025 年 8 月 12 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社の唯一の株主である吸収分割会社は、吸収分割承継会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2025 年 8 月 12 日付官報において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、吸収分割承継会社には知れている債権者が存在しなかったため、個別催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、本効力発生日をもって、吸収分割会社の営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が本吸収分割により吸収分割会社から承継する予定の資産の帳簿価額は金 3,450 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）であり、負債の帳簿価額は金 780 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 10 月 3 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上